

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和5年(才)第100号 令和5年(受)第114号
決定日	令和5年5月24日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	今 崎 幸 彦 宇 賀 克 也 林 道 晴 長 嶺 安 政 渡 邊 惠 理 子
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所令和4年(ネ)第725号(令和4年9月29日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

令和5年5月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 尾 崎 由 希 子 

当事者目録

上告人兼申立人	大川宏洋
同訴訟代理人弁護士	栗田直弥 ほか
被上告人兼相手方	幸福の科学
同代表者代表役員代務者	石川悦男
被上告人兼相手方	ニュースター・プロダクション株式会社
同代表者代表取締役	大田 薫
被上告人兼相手方	ARI Production株式会社
同代表者代表取締役	小田康博
上記3名訴訟代理人弁護士	佐藤悠人 ほか

(別紙)

第1 主文

- 1 上告人の被上告人幸福の科学に対する上告を棄却する。
- 2 上告人のその余の被上告人らに対する上告を却下する。
- 3 本件を上告審として受理しない。
- 4 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告人の被上告人幸福の科学に対する上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、上告人の被上告人幸福の科学に対する上告の理由は、理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告人のその余の被上告人らに対する上告について

記録によれば、上告人のその余の被上告人らに対する上告の理由を記載した書面が上告理由書提出期間内に提出されなかったことが明らかである。

3 申立人の相手方幸福の科学に対する上告受理申立てについて

申立人の相手方幸福の科学に対する上告受理申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

4 申立人のその余の相手方らに対する上告受理申立てについて

記録によれば、申立人のその余の相手方らに対する上告受理申立ての理由を記載した書面が上告受理申立て理由書提出期間内に提出されなかったことが明らかである。